

いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本姿勢

教育課程編成にあたり、学校経営構想の中の「目指す学校像」＝「安全で楽しい、活気に満ちた、信頼される学校」の具体的な姿である、いじめが無く、生徒が意欲的に活動し、一人一人が大切にされている学校を目指した、年間行事計画、学校教育諸計画、現職教育・校内研修計画の作成をし、最大限の成果が上がるような実践をする。

「いじめは絶対に許さない」という強い認識の下、全校生徒が『宣誓「STOP THE いじめ」～いじめをしないさせないみのがさない～』を合言葉に、生徒一人一人が自ら意識して「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送れるように日々の教育活動を推進するとともに、教師は様々な手段を講じて、いじめの早期発見、早期解決にあたる。

また、いじめの解決及び事後指導にあたっては、学校内だけでなく、家庭、各種団体、専門家等と連携・協力して取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

「いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等

3 具体的対応

(1) いじめの未然防止対策

- ①教師一人一人が分かる授業の実践
- ②心に響く道徳の時間の指導と、豊かな心を育てる教室や校舎・校庭等の環境整備
- ③人権教育を推進し、自尊感情を高め、認め伸ばす教育の積極的な推進
- ④教育相談を実施し、いじめや問題行動、生徒の悩みなどの早期発見、早期解消
- ⑤支援を必要とする生徒への適切な指導・支援と交流及び共同学習の積極的な推進
- ⑥発達段階に応じた情報モラルの適切な指導
- ⑦マニュアル等を活用した教職員の指導の共通理解
- ⑧現職教育等による、計画的な校内研修の実施

(2) 早期発見に関する対応

- ①教師が鋭い感覚を身に付け、チェックリスト等を活用しながら、生徒の小さな変化を見逃さないように努める。
- ②学級担任による教育相談、アンケート等により生徒の悩みや人間関係を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、いじめの実態把握に取り組む。
- ③「ふれあいノート」等から生徒、保護者の訴えや情報を得て、トラブル等を把握する。
- ④傍観者とならず、教員等への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を、生徒に理解させるよう努める。

(3) 早期解決に向けての対応

- ①いじめ問題を発見したときには、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
校長は、結果を佐野市教育委員会に報告する。
- ②いじめを受けている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめを行っている側の生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度

で指導にあたる。

- ③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であることを理解させる。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめを受けている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭の活用やスクールカウンセラーの派遣を要請するなどの対応を行う。
- ⑥いじめ問題が起きたときには家庭や佐野市教育委員会との連携を密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ⑦いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った側の生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行い、経過を継続観察し、いじめの解消と再発防止に努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、及び生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときとする。

(2) 対応

校長(教頭)は、佐野市教育委員会に重大事態が発生した旨を速やかに報告し、教育委員会と協議の上、教育委員会担当者、全教職員で当該事案に対処する組織「いじめ調査・対応委員会」を設置し、下のアからオの対応を行う。

なお、公平性・中立性を確保するために、専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を適宜加える。

- ア 事案の共通理解 イ 調査方針・分担の決定
- ウ 調査の実施 エ 調査結果の報告、事実関係の把握
- オ 指導方針の決定、指導体制の編成

※ 調査結果は、いじめを受けた生徒・保護者とともに、いじめを行った側の生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ 佐野市教育委員会に、調査結果及び事実関係の把握の結果を報告する。

いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(3) いじめ解消に向けた指導

ア いじめを受けている生徒に対して

- ・いじめを受けている生徒の側に立った指導・援助を行う。
- ・今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。

イ いじめを行っている側の生徒に対して

- ・意識的にいじめを行っている場合には、その非を指摘し納得させる。
- ・意識がない場合には、いじめを受けている側のつらさを教える。
- ・学校の指導の限界を超える場合には、佐野市教育委員会と対応を検討する。

ウ 周囲の生徒(傍観者の立場にいる生徒)に対して

- ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめを行っていた生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。

(4) 継続指導、経過観察

いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った側の生徒への指導

とその保護者への助言を継続的に行い、継続的な経過観察を行う。

(5) 再発防止、未然防止活動

継続指導、経過観察とともに、保護者との連携に努め、いじめを受けた生徒と、いじめを行った側の生徒の様子が変化した場合の学校への連絡を依頼する。

5 学校評価等による課題の把握及び改善

(1) 評価

この「佐野市立城東中学校いじめ防止基本方針」について、教職員による学校評価、保護者及び学校評議員による「学校教育に関するアンケート」によって、適正に自校の取組を評価する。

(2) 課題の把握及び改善

学校評価の結果等により課題を把握し、本校生徒の実態に合った「いじめ防止基本方針」の改善を行うとともに、その課題を考慮した次年度の教育課程編成に努める。